

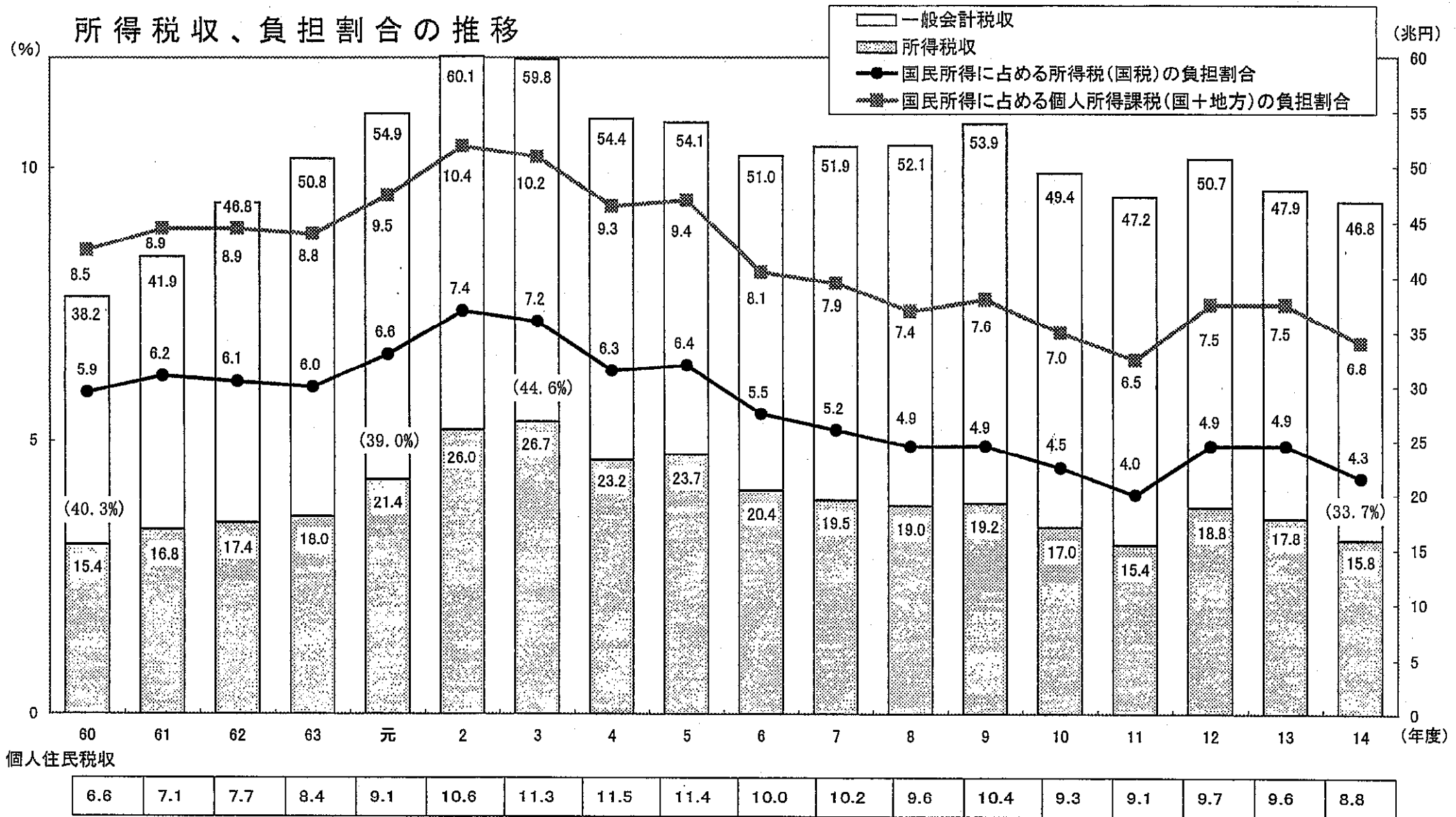
参 考 資 料

（ 所 得 税 関 係 ）

目 次

・ 所得税収、負担割合の推移	1
・ 租税負担率・国民負担率（対国民所得比）の国際比較	2
・ 税率構造について	3
・ 基礎的な人的控除の適用人員の推移	4
・ 特別な人的控除の適用人員の推移	5
・ 主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要	6
・ 課税単位の類型	7
・ わが国税制の現状と課題（抄）－特別な人的控除－	8
・ 障害者控除	9
・ 老年者控除	10
・ 老年者控除適用人員（平成12年分）	11
・ 寡婦（寡夫）控除	12
・ 勤労学生控除	13
・ 家庭からの給付程度別・アルバイト従事者の全学生に対する割合（大学・昼間部）	14
・ アルバイト従事者の従事時期別・職種別学生数の割合（大学・昼間部）	15

所得収収、負担割合の推移



・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・給与所得控除の引上げ等
・特別減税(6年、7年、8年)

・定額減税 (本人3.8万円
扶養親族等
1.9万円)
・最高税率の引下げ
・定率減税
・扶養控除額の加算

(注) 1. 12年度までは国税・地方税ともに決算額、13年度は国税は決算額、地方税は見込額であり、14年度は国税は予算額、地方税は見込額による。

2. 所得課税は、OECD歳入統計の区分による。

3. 国民所得は、平成2年度以降は「国民経済計算(93SNA)」、平成元年度以前は「国民経済計算(68SNA)」による。ただし、平成13年度及び14年度は「平成14年度政府経済見通し」による実績見込額及び見通し額である。

租税負担率・国民負担率(対国民所得比)の国際比較

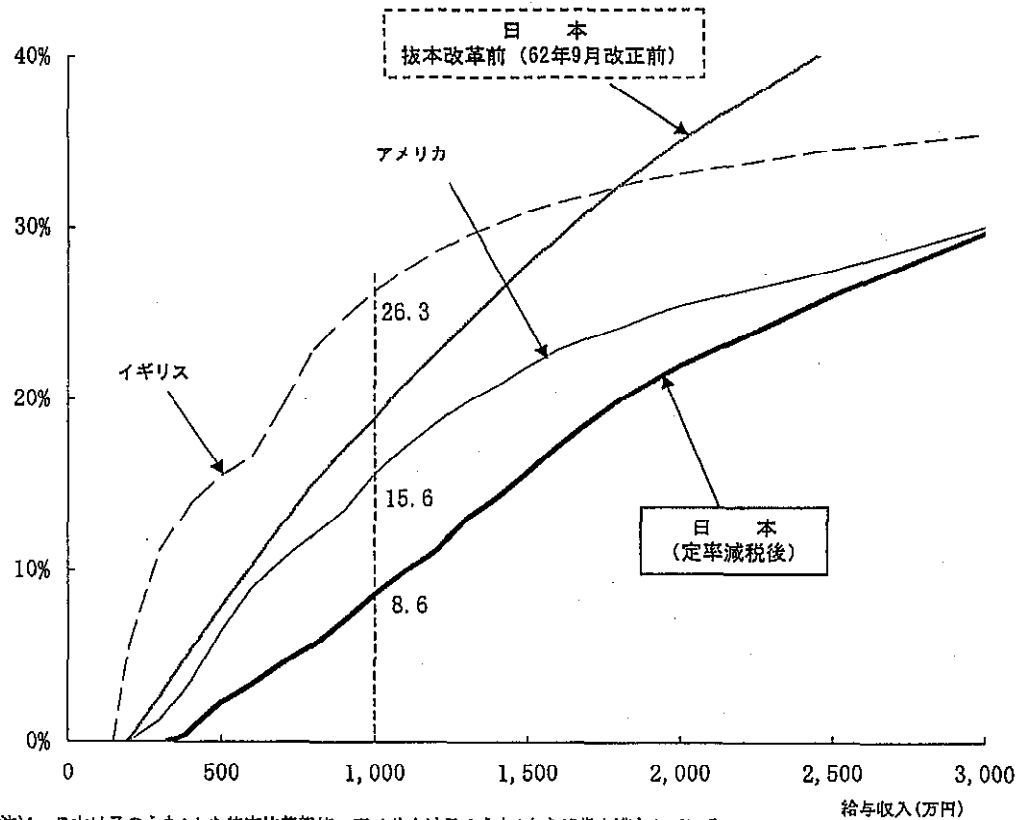
	カナダ	イタリア	フランス	イギリス	ドイツ	アメリカ	日 本	
							(平成元年度)	(平成14年度)
租税負担率	46.4%	42.8%	40.6%	40.0%	31.0%	26.5%	27.6%	22.9%
うち国税	22.2%	37.2%	34.2%	38.0%	27.0%	15.7%	17.7%	13.4%
うち 個人所得課税	20.9%	15.7%	11.2%	13.9%	12.8%	14.2%	9.5%	6.8%
うち国税	13.1%	15.4%	11.2%	13.9%	10.2%	11.7%	6.6%	4.3%
国民負担率	54.5%	60.5%	66.1%	50.0%	56.7%	35.9%	38.4%	38.3%

(注) 日本の平成14年度は見通し。諸外国は1999年(ただし、カナダの国民負担率は1998年、アメリカの国民負担率は1997年)。

(備考) 日本の国民所得は、平成元年度は「国民経済計算(68SNA)」、平成14年度は「平成14年度政府経済見通し」による。諸外国は「Revenue Statistics 1965-2000(OECD)」及び「National Accounts(OECD)」による。

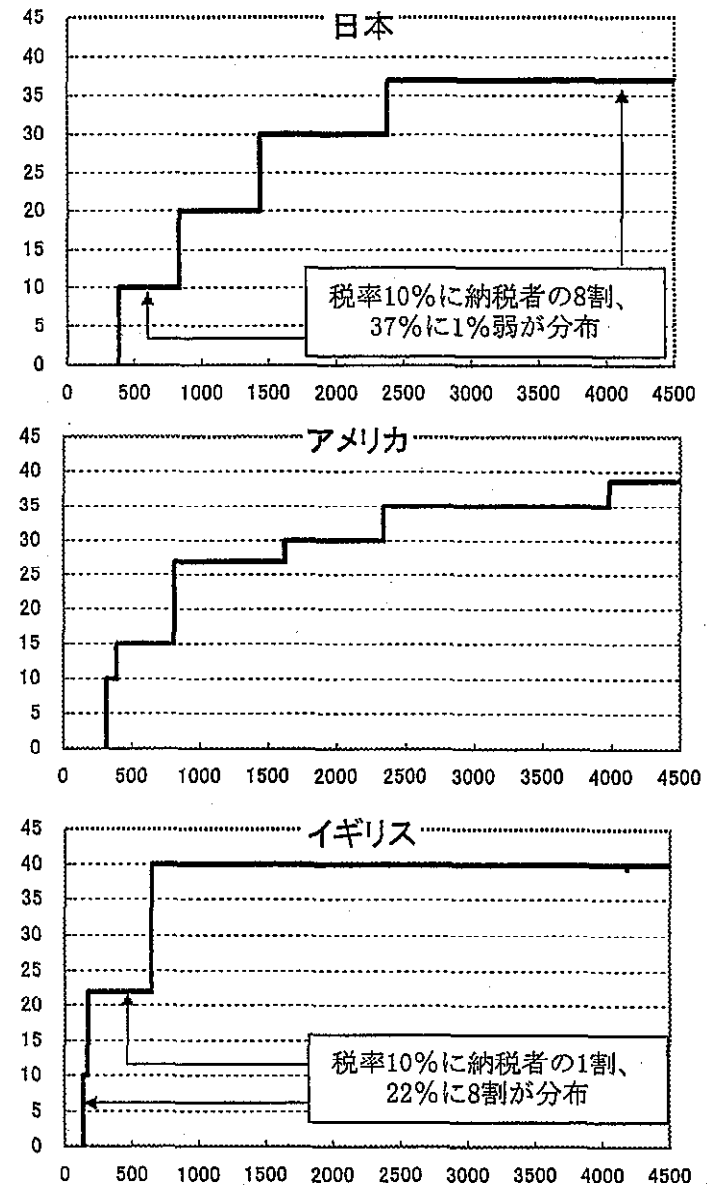
税率構造について

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦2人の給与所得者)



- (注) 1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
 2. アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=130円、1ポンド=187円

所得税(国税)の限界税率の日・米・英比較



基礎的な人的控除の適用人員の推移

(単位:千人)

		昭和60年分			平成2年分			平成7年分			平成12年分		
		民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計
基礎控除(38万円)		31,312	7,365	38,677	32,953	8,547	41,500	36,065	8,021	44,085	35,484	7,274	42,758
配偶者控除		11,351	2,185	13,536	10,485	2,645	13,130	11,115	2,499	13,614	10,997	2,268	13,265
	一般 (38万円)	11,319	2,009	13,327	10,462	2,478	12,940	11,071	2,292	13,362	10,945	2,003	12,947
	老人配偶者 (48万円)	32	177	209	23	167	190	44	207	251	53	265	318
	同居特障加算(+35万円)	(16)	不明	不明	(25)	(18)	(43)	(33)	(24)	(56)	(37)	(20)	(57)
配偶者特別控除(最高38万円)		-	-	-	10,565	2,368	12,932	10,913	2,323	13,237	9,946	2,049	11,995
扶養控除		13,283	3,373	16,656	12,942	3,744	16,686	12,684	3,051	15,735	12,182	2,284	14,466
扶養親族数	一般 (38万円)	22,947	5,693	28,641	17,786	4,235	22,021	15,850	3,151	19,001	14,729	2,243	16,971
	特定扶養 (63万円)	-	-	-	4,635	1,938	6,572	4,958	1,501	6,460	4,657	1,075	5,733
	老人扶養 (48万円)	2,075	955	3,030	2,293	1,115	3,408	2,519	1,071	3,591	2,522	785	3,307
	同居特障加算(+35万円)	(129)	不明	不明	(151)	(90)	(241)	(186)	(104)	(290)	(179)	(81)	(260)
	同居老親加算(+10万円)	(1,591)	不明	不明	(1,794)	(983)	(2,777)	(1,988)	(917)	(2,905)	(1,941)	(646)	(2,587)

- (注) 1. 単純合計欄は、重複適用を排除していない。
2. 「民間給与の実態」欄の数字は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者)に係るものである。
3. 扶養親族数については、各扶養控除の対象となる被扶養者の人数である。

特別な人的控除の適用人員の推移

(単位:万人)

	昭和60年分			平成2年分			平成7年分			平成12年分		
	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計
障害者控除	適用人員は不明											
一般障害者数	35	24	59	43	26	69	43	24	67	40	21	61
本人(27万円)	20	24	-	21	26	-	21	24	-	18	21	-
親族(27万円)	15	-	-	22	-	-	22	-	-	22	-	-
特別障害者数	24	15	39	28	19	47	37	22	59	36	19	55
本人(40万円)	5	15	-	6	19	-	10	22	-	9	19	-
親族(40万円)	19	-	-	22	-	-	27	-	-	27	-	-
老年者控除(50万円)	56	138	194	64	124	188	89	163	252	68	184	252
寡婦控除	37	18	55	39	18	57	41	15	56	39	9	48
寡婦(27万円)	33	17	50	23	12	35	22	12	34	17	6	23
特別寡婦(35万円)	-	-	-	12	4	16	14	2	16	16	2	18
寡夫(27万円)	4	1	5	4	2	6	5	1	6	6	1	7
勤労学生控除(27万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 単純合計欄は、重複適用を排除していない。

2. 「民間給与の実態」欄の数字は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者)に係るものである。

3. 勤労学生控除の適用者は、民間企業勤務者で約6万人(平成12年)いるが、これらの者は非納税者に該当し、上の表には示されない。

主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス												
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択	世帯単位（N分N乗）												
納税者本人に関する控除	人的控除 38万円	人的控除 3,000ドル [36.6万円]	人的控除 4,535ポンド [78.9万円]	なし 税率適用課税所得 ・ 個別課税 7,236ユーロ [78.1万円] ・ 合算分割課税 14,472ユーロ [156.2万円]	なし 税率適用課税所得 4,121ユーロ [44.5万円]												
配偶者に関する控除	・ 配偶者控除 38万円 ・ 配偶者特別控除 （最高38万円）	・ 人的控除 3,000ドル [36.6万円] 夫婦共同申告を選択した場合に、3,000ドルの2倍の人的控除が認められる（3,000ドルが配偶者控除相当額となる）。	・ なし (注)2000年4月に、夫婦者税額控除が廃止された	・ なし	・ なし (注) 家族除数 <table><tr><td>・ 独身者</td><td>1</td></tr><tr><td>・ 夫婦者</td><td>2</td></tr><tr><td>・ 夫婦子1人</td><td>2.5</td></tr><tr><td>・ 夫婦子2人</td><td>3</td></tr><tr><td>・ 夫婦子3人</td><td>4</td></tr><tr><td>・ 夫婦子4人</td><td>5</td></tr></table> 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。	・ 独身者	1	・ 夫婦者	2	・ 夫婦子1人	2.5	・ 夫婦子2人	3	・ 夫婦子3人	4	・ 夫婦子4人	5
・ 独身者	1																
・ 夫婦者	2																
・ 夫婦子1人	2.5																
・ 夫婦子2人	3																
・ 夫婦子3人	4																
・ 夫婦子4人	5																
親族等を扶養している場合の控除等	・ 扶養控除 38万円 扶養親族 特定扶養親族（16歳以上23歳未満） 63万円 老人扶養親族（70歳以上） 48万円	・ 人的控除（被扶養者1人につき3,000ドル [36.6万円] の所得控除 ・ 子女控除（17歳未満の扶養子女1人につき600ドル [7.3万円] の税額控除）	・ 児童税額控除(16歳未満の扶養子女が1人以上ある場合520ポンド [9.0万円] の税額控除)	・ 子女控除（扶養子女1人につき5,808ユーロ [62.7万円] の所得控除） (注)子女控除と児童手当の有利な方を適用													

(注) 1. 平成14年1月現在の各国の税法による。

2. () 書きの計数は、邦貨換算したものであり、それぞれ次のレートによる。

1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円

課税単位の類型

類 型			考 え 方
個 人 単 位			稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国：日本、イギリス)
夫婦単位 又は 世帯単位	合算分割 課 税	均 等 分 割 法 (2分2乗課税)	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度(実施国：ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度(実施国：アメリカ(夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用))
		不均等分割法 (n分n乗課税)	夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(n分n乗)課税を行う。 (実施国：フランス(家族除数制度))
	合 算 非 分 割 課 税		夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。

(注)

1. イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から個人単位の課税に移行した。
2. アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と個人単位との選択制となっている。
3. 諸外国における民法上の私有財産制度について
 - (1)アメリカ：連邦としては統一的な財産制は存在せず、財産制は各州の定めるところに委ねており、一般的にアングロサクソン系の州は夫婦別産制、ラテン系の州は夫婦共有財産制。
 - (2)イギリス：1882年の妻財産法 (Married Women's Property Act 1882) により、夫婦別産制が採用。
 - (3)ドイツ：原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。
 - (4)フランス：財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存する)。

わが国税制の現状と課題（抄）

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

〔平成12年7月〕
〔税制調査会〕

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

6. 所得控除

(2) 特別な人的控除

基礎的な人的控除に加えて、障害や高齢など特別な人的事情のために追加的費用を要することによって税負担能力（担税力）が減殺されることなどを斟酌して調整するとの見地から、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、寡夫控除及び勤労学生控除といった特別な人的控除が設けられています。

特別な人的控除については、それぞれの制度の趣旨などを踏まえながら、経済社会の構造変化や社会保障制度の整備状況に照らして、制度創設時に比べて状況に変化が見られるのではないかとの観点などから、検討を加えていくことが必要です。

（参考）障害者控除は、精神又は身体に障害があることなどに配慮するものです。

65歳以上の納税者本人に適用される老年者控除については、70歳以上の扶養親族に適用される老人扶養控除等と併せ、少子・高齢化の進展によって高齢者が増加している中で、高齢者の生活実態が多様になっているため、単に高齢であるということのみに着目した配慮をどの程度行うべきか、各種の年金や介護保険といった社会保障制度の整備状況、年金税制との関係などを考慮しつつ検討を行うことが必要です。また、同様の観点から、控除の各種特別加算のあり方についても検討が必要です。

寡婦控除及び寡夫控除は、配偶者と死別または離婚した後に扶養親族を扶養しなければならない事情などに配慮するものですが、女性の社会進出などを踏まえて、両控除の差異も含め、そのあり方を考えていくことが必要です。

勤労学生控除については、諸外国にも例のない制度であること、制度創設時の戦後の時期とは勤労学生の生活の事情も変わってきていることなどから存在意義は乏しくなっていると考えられます。

障害者控除

1 制度の概要

納税者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には、次の金額が「障害者控除」として所得控除できる。

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 一般の障害者の場合 1 人につき..... | 27万円 |
| ② 特別障害者の場合 1 人につき..... | 40万円 |

(注1) 障害者の範囲

- (イ) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- (ロ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ハ) 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (ニ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (ホ) 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている者
- (ヘ) 以上に掲げる者の他、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (ロ) 以上の他、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が(イ)又は(ハ)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(注2) 特別障害者の範囲

- (a) 上記(イ)により障害者とされる者のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者及び重度の知的障害者と判定された者

- (b) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者
- (c) 身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- (d) 戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までである者と記載されている者
- (e) 上記(ホ)又は(ハ)により障害者とされる者
- (f) 上記(ロ)の者のうち、(a)又は(c)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 障害者控除の沿革

区分	障害者控除	特別障害者控除
	(昭和25年創設)	
昭和25年	所得控除 1万2,000円	
26年	〃 1万5,000円	
27年	税額控除 4,000円	
30年	〃 5,000円	
37年	〃 6,000円	
42年	所得控除 7万円	(昭和43年創設)
43年	〃 8万円	所得控除 12万円
44年	〃 9万円	〃 13万円
45年	〃 10万円	〃 14万円
46年	〃 12万円	〃 16万円
48年	〃 13万円	〃 19万円
49年	〃 16万円	〃 24万円
50年	〃 20万円	〃 28万円
52年	〃 23万円	〃 31万円
59年	〃 25万円	〃 33万円
平成元年	〃 27万円	〃 35万円
10年	〃 〃	〃 40万円

老年者控除

1 制度の概要

納税者が老年者に該当するときは、50万円を「老年者控除」として所得控除できる。

【昭和26年創設】

(注) 老年者の範囲

65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

2 老年者控除の主な沿革

区 分	控除額
	(昭和26年創設)
昭和26年	所得控除 15,000円
27年	税額控除制度(控除額 4,000円)へ改組
42年	所得控除制度(控除額 7万円)へ改組
43～52年	順次引上げ
59年	所得控除 25万円
62年	〃 50万円(63年分から適用)

(参考) 高齢社会対策大綱(抄) [平成13年12月28日閣議決定]

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱っていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

(以下略)

給与所得者の収入階級別
 老年者控除適用人員(平成12年分)

(単位:万人)

区 分 給与収入階級別		適 用 人 員
給 与 所 得 者 (納 税 者)	200万円以下	7
	300 "	15
	400 "	15
	500 "	10
	600 "	6
	700 "	3
	800 "	4
	900 "	3
	1,000 "	2
	1,500 "	2
	合 計 (A)	67
(参考)	非納税者 計 (B)	54
	(A)+(B)	122

合計所得階級別
 老年者控除適用人員(平成12年分)

(単位:万人)

区 分 合計所得階級別		適 用 人 員
申 告 所 得 税 の 納 税 者	150万円以下	21
	200 "	29
	250 "	34
	300 "	22
	400 "	29
	500 "	16
	600 "	11
	700 "	8
	800 "	6
	1,000 "	8
	合 計	184

(備考)国税庁「申告所得税の実態」により作成。

- (備考)1. 国税庁「民間給与の実態」により作成。
 2. 表中の数値は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るものである。

寡婦（寡夫）控除

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

① 通常の場合	27万円
② 特別加算の場合	35万円 (8万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

		寡 婦 の 要 件		寡夫の要件
		通常の場合	特別加算の場合	
共 通		・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと 又は生死不明の場合		
○ 扶養親族 がいる場合		・ 扶養親族を有 すること	・ 扶養親族であ る子を有する こと ・ 年所得が500 万円以下であ ること	・ 扶養親族であ る子を有する こと ・ 年所得が500 万円以下であ ること
○ 扶養 親族が いない 場合	死別	・ 年所得が500 万円以下であ ること		
	離婚			

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除
	通常の場合	特別加算の場合	
昭和26年	(昭和26年創設) 所得控除 15,000円		
27年	税額控除 4,000円		
30年	〃 5,000円		
37年	〃 6,000円		
42年	所得控除 7万円		
43年	〃 8万円		
44年	〃 9万円		
45年	〃 10万円		
46年	〃 12万円		
48年	〃 13万円		
49年	〃 16万円		
50年	〃 20万円		
52年	〃 23万円		
56年	〃 23万円		(昭和56年創設) 所得控除 23万円
59年	〃 25万円	(平成元年創設)	〃 25万円
元年	〃 27万円	所得控除 35万円	〃 27万円

勤労学生控除

1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、27万円 を「勤労学生控除」として所得控除できる。

(注) 勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

① 専修学校の高等過程及び専門課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上(夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業期間を通じて800時間以上)
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間(普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間)が2年以上
- ・ 1年の授業時間数(普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数)が680時間以上
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

(3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者

上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

2 勤労学生控除の沿革

区分	勤労学生控除額	区分	勤労学生控除額
	(昭和26年創設)	45年	所得控除 10万円
昭和26年	所得控除 15,000円	46年	〃 12万円
27年	税額控除 4,000円	48年	〃 13万円
30年	〃 5,000円	49年	〃 16万円
37年	〃 6,000円	50年	〃 20万円
42年	所得控除 7万円	52年	〃 23万円
43年	〃 8万円	59年	〃 25万円
44年	〃 9万円	元年	〃 27万円

家庭からの給付程度別・アルバイト従事者の全学生に対する割合(大学・昼間部)

(単位:%)

		昭和51年度	昭和61年度	平成12年度		
区 分		平 均	平 均	平 均	国 立	私 立
アルバイト従事者	家庭からの給付のみで修学可能	44.9	49.0	46.2	41.4	47.8
	家庭からの給付のみでは修学に不自由	24.9	25.7	21.0	23.7	20.1
	家庭からの給付のみでは修学継続困難	7.3	8.3	10.5	11.9	9.9
	家庭からの給付なし	2.0	2.3	2.3	3.0	2.0
計		79.1	85.3	80.0	80.0	79.8
アルバイト非従事者		20.9	14.7	20.0	20.0	20.2
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 文部科学省「学生生活調査」により作成

アルバイト従事者の従事時期別・職種別学生数の割合(大学・昼間部)

(単位:%)

区 分			アルバイト 従事学生数 (人)	従事時期別 割合	職 種					計
					家庭教師	事 務	軽労働	重労働・ 危険作業	特殊技能 ・その他	
昭和 51年度	国 立	長期休暇中のみ従事	44,312	17.5	13.7	9.5	58.3	14.0	4.5	100.0
		授業期間中に臨時的に従事	33,451	13.2	35.5	3.9	47.6	5.1	7.9	100.0
		授業期間中に経常的に従事	63,363	25.1	91.1	1.1	5.2	0.5	2.1	100.0
		長期休暇中も授業期間中も従事	111,801	44.2	75.6	1.3	16.7	3.7	2.7	100.0
		計 / 平 均	252,927	100.0	63.1	3.0	25.3	5.0	3.6	100.0
	私 立	長期休暇中のみ従事	432,977	46.8	3.5	8.9	68.3	13.8	5.5	100.0
		授業期間中に臨時的に従事	117,588	12.7	11.3	6.8	65.4	5.1	11.4	100.0
		授業期間中に経常的に従事	82,458	8.9	58.0	4.2	28.7	2.3	6.8	100.0
		長期休暇中も授業期間中も従事	292,115	31.6	28.8	4.6	49.1	6.9	10.6	100.0
		計 / 平 均	925,138	100.0	17.2	6.9	58.4	9.5	8.0	100.0
平成 12年度	国 立	長期休暇中のみ従事	36,564	10.0	15.2	6.1	63.9	9.0	5.8	100.0
		授業期間中に臨時的に従事	52,668	14.5	27.8	9.8	46.8	6.3	9.3	100.0
		授業期間中に経常的に従事	67,584	18.6	47.6	5.5	40.6	2.0	4.3	100.0
		長期休暇中も授業期間中も従事	207,240	56.9	40.5	4.1	47.8	2.2	5.4	100.0
		計 / 平 均	364,056	100.0	37.5	5.4	47.9	3.4	5.8	100.0
	私 立	長期休暇中のみ従事	179,142	12.4	5.0	8.4	68.4	11.4	6.8	100.0
		授業期間中に臨時的に従事	175,197	12.1	10.1	9.2	66.6	4.5	9.6	100.0
		授業期間中に経常的に従事	218,257	15.1	14.2	9.5	64.0	4.2	8.1	100.0
		長期休暇中も授業期間中も従事	873,685	60.4	11.7	6.0	70.0	3.8	8.5	100.0
		計 / 平 均	1,446,281	100.0	11.0	7.2	68.5	4.9	8.3	100.0

(注) 文部科学省「学生生活調査」により作成